

国内経済要録

◇国債の上場

10月1日から、六分半利国庫債券が、東京大阪両証券取引所に上場され、戦後初めて国債の市場取引が行なわれることとなった。今回上場された銘柄は、本年1~3月に発行された六分半利国庫債券第1回(発行総額2,000億円、うち市中消化分1,100億円)であるが、第2回債以降も、初期利子支払期日の到来以後逐次上場される予定である。

国債の市場取引の要綱は概略次のとおり。

1. 売買立会時 1日に2回(午前、午後各1回)

2. 売買数の単位 額面価額100万円の整数倍

3. 委託手数料 額面100円につき

500万円未満	20銭
---------	-----

500万円以上	
---------	--

~1,000万円未満	15銭
------------	-----

1,000万円以上	
-----------	--

~1億円未満	10銭
--------	-----

1億円以上	5銭
-------	----

4. 市場内売買 さしあたり100万円以上500万円未満(ただし額面価格、以下同じ)の売買について市場集中義務を課し、それ以上の額の取引については場外取引を認める。

5. 市場外売買の仕切り値幅 100万円未満の売買については、取引所における直前の約定価格を基準とし、顧客の買付けの場合はこれに30銭を加えた額の範囲内、顧客の売付けの場合は30銭を減じた額の範囲内。市場外で行なわれる500万円以上の売買については、取引所における直前の約定価格にその0.5%相当額を加減した額の範囲内。

なお、東京証券業協会が発表している店頭気配については、10月6日から六分半利国庫債券第2回の気配が発表されることになった。

◇日本開発銀行、北海道東北開発公庫、農林中央金庫の長期貸付金利引下げ

日本開発銀行および北海道東北開発公庫では、それぞれ貸付基準金利を年0.2%引き下げ(引下げ後年8.2%)、本年10月1日以降の発生利息分から実施することを決定した。また、農林中央金庫でも長期貸付金利を以下のと

おり引き下げ、本年10月1日以降の新規貸付分から適用することに決定した。

		引下げ後		現行	
		対信連 所属団体	対その他の 所属団体	対信連 所属団体	対その他の 所属団体
系統内普通長期貸付	年 %	年 %	年 %	年 %	年 %
	8.0	8.5	8.2	8.7	
構造改善事業資金 畜産・果樹等中長期運転資金	7.6	7.8	7.8		8.0
森林担保資金 漁船・漁具等取得資金	—	8.3	—		8.5
開拓連に対する 法に基づく災害 資金 開拓融資保証協 会保証貸出	—	8.0	(開拓連)	—	8.3 (開拓連)
漁業信用基金協 会保証貸付	—	8.2	—		8.5
系統外証書・年賦貸付	日歩2銭7厘以内		日歩2銭8厘以内		

◇物価問題懇談会、物価対策としての財政・金融政策のあり方を提案

物価問題懇談会(各界有識者による物価問題討議の場として、内閣の了解のもとに経済企画庁に設けられた懇談会、座長中山伊知郎氏)では、先般来財政金融専門委員会を設け、物価対策としての財政・金融政策のあり方を検討してきたが、10月18日政府に対しその具体策(物価政策と財政政策および金融政策について)を提案した。この提案は、財政が過度に膨張し金融政策の運営が適切を欠く場合には総需要の超過が生じ、これが物価上昇を加速することは必至であるので、財政と金融とは、生産性向上の成果が価格引下げに適正に反映されうるような市場環境を積極的に造り出すことに貢献すべきである、という問題意識にたって、主として以下の具体的な勧告を行なっている。
①財政は、特にその効率的な運営によって政策目的を達成すべきであり、当面その規模は経済成長率と同じ程度の拡大にとどめることを基準とすること。
②各年度の予算の編成および執行は、景気動向に応じて弾力的に行なわれる必要があり、この観点から、42年度の国債発行規模は本年度の発行額を下回るべきであること、③通貨価値の安定を目指すことは、金融政策の最も重要な使命であり、通貨価値の安定とは消費者物価の安定でなければならないこと、そのためには日本銀行の自主性を高めるべく日銀法の改正を早急に検討すべきこと。